



兵庫労働局発表
平成29年12月13日（水）解禁

照
会
先

兵庫労働局職業安定部職業対策課

課長 黒田 賢治
課長補佐 新村 英一
地方障害者雇用担当官 谷岡 善裕

（電話） 078-367-0810

（FAX） 078-367-3853

兵庫県において 初めて法定雇用率2.0%を超える ～兵庫県における障害者雇用状況の集計結果～

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、兵庫県内の障害者の雇用義務が生じる事業主等（民間企業3,157社、公的機関等85機関、独立行政法人等9法人）に平成29年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求め、その集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率(注1) 2.0%）

【雇用障害者数（注2）】

- ・14,165.0人と前年より5.7%（768.5人）増加し、14年連続で過去最高を更新。
- ・身体障害者は2.7%増、知的障害者は9.7%増、精神障害者は23.4%増と全ての障害種別で前年より増加。特に精神障害者が大きく増加。

【実雇用率（注3）】

- ・2.03%と前年より0.06ポイント上昇するとともに、法定雇用率が2.0%となって以降初めての法定雇用率超え。（全国平均は1.97%）

【法定雇用率達成企業割合】

- ・52.7%と前年より0.8ポイント上昇。（全国平均は50.0%）

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.3%）

- ・在職障害者数は256.5人と前年より4.1%（11.0人）減少し、実雇用率は2.59%と前年より0.07ポイント低下。

(2) 市町の機関（法定雇用率 2.3%）

- ・在職障害者数は1,259.0人と前年より1.0%（13.0人）増加し、実雇用率は2.54%と前年より0.02ポイント上昇。

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率 2.2%）

- ・在職障害者数は540.5人と前年より1.4%（7.5人）増加し、実雇用率は2.20%と前年より0.03ポイント上昇。

(4) 独立行政法人等（法定雇用率 2.3%）

- ・雇用障害者数は188.5人で前年より26.1%（39.0人）増加し、実雇用率は2.27%と前年より0.25ポイント上昇。

(注1) 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

※兵庫労働局管内の報告対象企業

○ 一般の民間企業	2. 0 %	(50人以上規模企業)	3, 1 5 7 社
○ 独立行政法人等	2. 3 %	(43.5人以上規模法人)	9 機関
○ 国、地方公共団体	2. 3 %	(43.5人以上規模機関)	8 0 機関
○ 都道府県等の教育委員会	2. 2 %	(45.5人以上規模機関)	5 機関

【一般民間企業における雇用率設定基準】

障害者雇用率＝
$$\frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

(注2) 雇用障害者数

「企業等における雇用障害者数」は、各区分の障害者1人を次の表に従ってカウントして算出する。

常用労働者	週所定労働時間	
	30時間以上	短時間労働者 20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人

(注3) 実雇用率

以下の算定式により算出する。

実雇用率 ＝
$$\frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数}}{\text{常用労働者数}}$$

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

～精神障害者が雇用の義務の対象として、雇用率の設定基準に加えられたことによる引上げです～

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2. 0 % ⇒	2. 2 %
国、地方公共団体等	2. 3 % ⇒	2. 5 %
都道府県等の教育委員会	2. 2 % ⇒	2. 4 %

※平成30年4月から3年を経過する日より前に、更に0.1%引き上げとなります。

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況(概要)

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

【雇用障害者数】

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は14,165.0人で、前年より5.7%（768.5人）増加し、14年連続で過去最高を更新した。
- ・ 雇用障害者のうち、身体障害者は9,235.5人（対前年比2.7%増）、知的障害者は4,004.5人（同9.7%増）、精神障害者は925.0人（同23.4%増）と、全ての障害種別で前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。

【実雇用率】

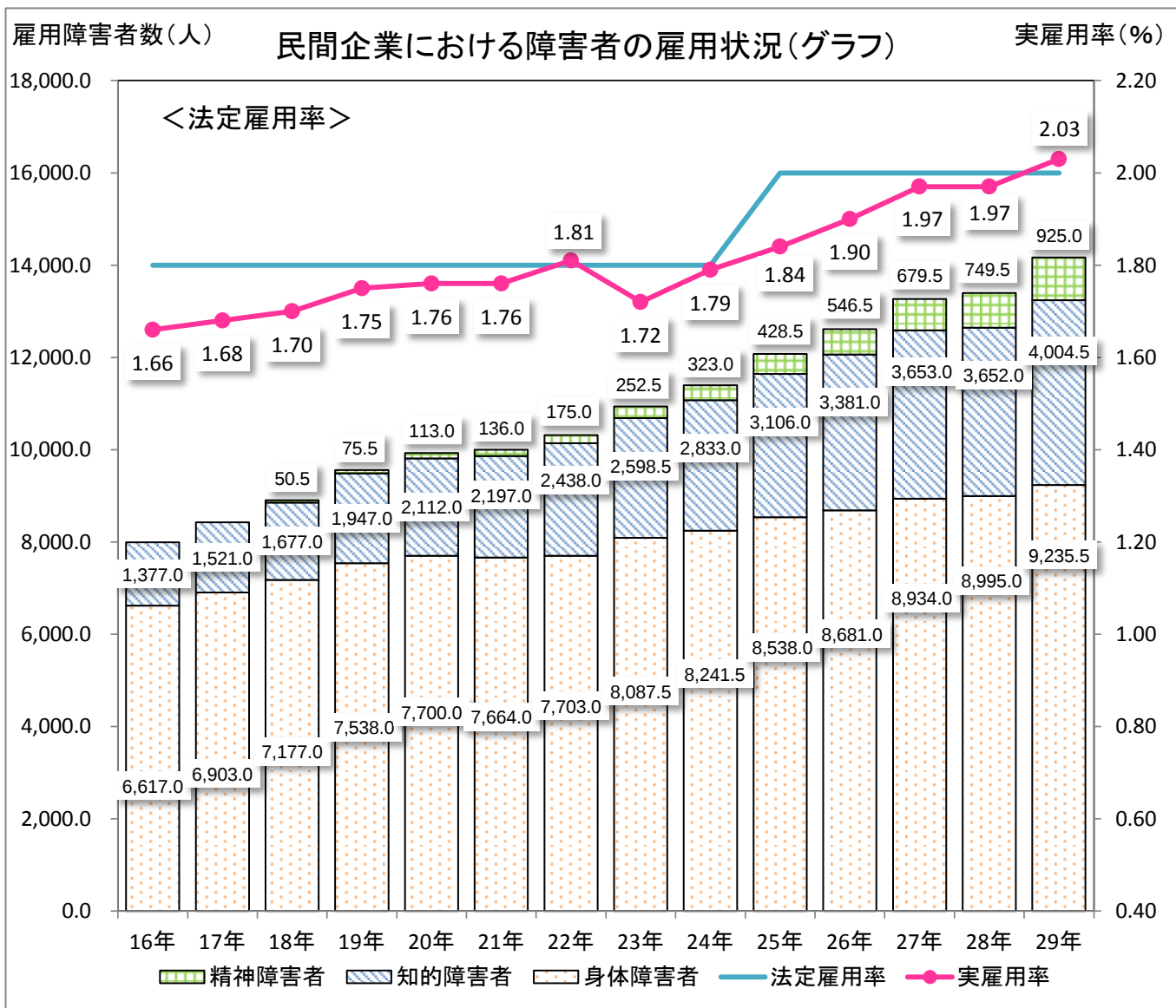
民間企業における実雇用率は2.03%で前年を0.06ポイント上回った。

【法定雇用率達成企業割合】

民間企業における法定雇用率（2.0%）を達成している企業の割合は52.7%と前年を0.8ポイント上回った。また、全国平均（50.0%）を2.7ポイント上回っている。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	雇用 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成企業割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
29年度	3,157	697,919.0	14,165.0	2.03	1,663	52.7	1.97
28年度	3,078	680,229.0	13,396.5	1.97	1,599	51.9	1.92
対前年差	79	17,690.0	768.5	0.06	64	0.8	0.05

〔参考資料 P1 1(1)、P5～6 1(4)〕



(2) 企業規模別の状況

【雇用障害者数】

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、「500～1,000人未満」規模企業を除く全ての区分で前年より増加した。

【実雇用率】

実雇用率は、全ての企業規模の区分で前年を上回った。

民間企業全体の実雇用率（2.03％）と比較すると、「1,000人以上」規模企業（2.19％）で上回っている。

【法定雇用率達成企業割合】

法定雇用率達成企業の割合は、「50～100人未満」、「1,000人以上」規模企業を除く区分で前年を上回った。

○規模別雇用障害者数

企業規模	雇用障害者数（人）		対前年差 （人）	対前年比 （％）
	29年度	28年度		
50 ～ 100人未満	1,866.0	1,663.0	203.0	12.2
100 ～ 300人未満	3,833.5	3,620.0	213.5	5.9
300 ～ 500人未満	1,599.0	1,505.5	93.5	6.2
500 ～ 1,000人未満	1,881.0	1,904.5	▲ 23.5	▲ 1.2
1,000人以上	4,985.5	4,703.5	282.0	6.0
計	14,165.0	13,396.5	768.5	5.7

〔参考資料 P2 1(2)〕

○規模別実雇用率・達成企業割合

企業規模	実雇用率（％）		対前年差 （P）	法定雇用率達成企業割合（％）		対前年差 （P）
	29年度	28年度		29年度	28年度	
50 ～ 100人未満	1.84	1.66	0.18	47.1	47.2	▲ 0.1
100 ～ 300人未満	2.02	1.97	0.05	57.7	57.0	0.7
300 ～ 500人未満	1.87	1.82	0.05	53.9	49.8	4.1
500 ～ 1,000人未満	2.01	1.98	0.03	54.1	50.0	4.1
1,000人以上	2.19	2.16	0.03	68.5	72.0	▲ 3.5
計	2.03	1.97	0.06	52.7	51.9	0.8

〔参考資料 P2 1(2)〕

(3) 産業別の状況

【雇用障害者数】

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」を除く業種で前年より増加した。

【実雇用率】

実雇用率は、「製造業」（2.07％）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.15％）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.32％）、「医療、福祉」（2.39％）、「複合サービス事業」（2.20％）、「サービス業」（2.63％）の6業種で法定雇用率（2.0％）を上回っている。

○産業別雇用障害者数・実雇用率

産業別	雇用障害者数(人)		対前年差 (人)	対前年比 (%)	実雇用率(%)		対前年差 (P)
	29年度	28年度			29年度	28年度	
農, 林, 漁業	13.0	15.0	▲ 2.0	▲ 13.3	1.41	1.38	0.03
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0.0	0.0	-	0.00	0.00	0.00
建設業	165.0	163.0	2.0	1.2	1.70	1.66	0.04
製造業	5,302.0	5,119.0	183.0	3.6	2.07	2.03	0.04
電気・ガス・熱供給・水道業	8.0	0.0	8.0	-	2.15	0.00	2.15
情報通信業	154.0	155.0	▲ 1.0	▲ 0.6	1.54	1.63	▲ 0.09
運輸業, 郵便業	716.5	663.0	53.5	8.1	1.89	1.76	0.13
卸売業, 小売業	2,188.0	2,144.5	43.5	2.0	1.72	1.70	0.02
金融業, 保険業	222.5	219.0	3.5	1.6	1.67	1.64	0.03
不動産業, 物品賃貸業	76.0	90.0	▲ 14.0	▲ 15.6	1.09	1.45	▲ 0.36
学術研究, 専門・技術サービス業	420.0	375.0	45.0	12.0	1.80	1.72	0.08
宿泊業, 飲食サービス業	402.5	334.0	68.5	20.5	1.83	1.71	0.12
生活関連サービス業, 娯楽業	328.0	293.0	35.0	11.9	2.32	2.26	0.06
教育, 学習支援業	245.0	224.0	21.0	9.4	1.52	1.44	0.08
医療, 福祉	2,344.5	2,194.5	150.0	6.8	2.39	2.28	0.11
複合サービス事業	224.5	216.0	8.5	3.9	2.20	2.09	0.11
サービス業	1,355.5	1,191.5	164.0	13.8	2.63	2.48	0.15
計	14,165.0	13,396.5	768.5	5.7	2.03	1.97	0.06

[参考資料 P3~4 1(3)]

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 法定雇用率未達成企業（1,494社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は72.2%（1,079社）、また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は61.2%（915社）となっている。

[参考資料 P7 1(5)]

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は256.5人で、前年より4.1%（11.0人）減少した。実雇用率は2.59%と前年（2.66%）を0.07ポイント下回った。
4機関全ての機関で法定雇用率（2.3%）を達成している。

※ 県の機関 4機関（知事部局、企業庁、病院局、警察本部）

	報告対象 機関	算定基礎 職員数 (人)	在職 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成機関割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
29年度	4	9,912.5	256.5	2.59	4	100.0	2.65
28年度	4	10,069.0	267.5	2.66	4	100.0	2.61
対前年差	0	▲ 156.5	▲ 11.0	▲ 0.07	0	0.0	0.04

[参考資料 P8 2-1(1)、P11 2-2(1)]

(2) 市町の機関（法定雇用率2.3%）

- 市町の機関に在職している障害者の数は1,259.0人で、前年より1.0%（13.0人）増加した。
実雇用率は2.54%と前年（2.52%）を0.02ポイント上回った。
76機関のうち75機関で法定雇用率（2.3%）を達成している。

※ 市町の機関 76機関（市町部局41、教育委員会18、水道事業9、病院事業7、交通1）

※ 未達成機関1機関（加古川市）は、公表日時点で達成済みである。

	報告対象 機関	算定基礎 職員数 (人)	在職 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成機関割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
29年度	76	49,658.0	1,259.0	2.54	75	98.7	2.44
28年度	77	49,420.5	1,246.0	2.52	74	96.1	2.43
対前年差	▲ 1	237.5	13.0	0.02	1	2.6	0.01

〔参考資料 P9 2-1(2)、P12～13 2-2(2)〕

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

- 県等の教育委員会に在職している障害者の数は540.5人で、前年より1.4%（7.5人）増加した。
実雇用率は2.20%と前年（2.17%）を0.03ポイント上回った。
5機関のうち4機関で法定雇用率（2.2%）を達成している。

※ 県等の教育委員会 5機関（兵庫県教育委員会、姫路市教育委員会、尼崎市教育委員会、西宮市教育委員会、芦屋市教育委員会）

※ 未達成機関1機関（兵庫県教育委員会）は、公表日時点で達成済みである。

	報告対象 機関	算定基礎 職員数 (人)	在職 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	法定雇用率 達成機関割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
29年度	5	24,556.0	540.5	2.20	4	80.0	2.22
28年度	5	24,547.0	533.0	2.17	4	80.0	2.18
対前年差	0	9.0	7.5	0.03	0	0.0	0.04

〔参考資料 P10 2-1(3)、P14 2-2(3)〕

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）

- 独立行政法人等に雇用されている障害者の数は188.5人であり、前年より26.1%（39.0人）増加した。
実雇用率は2.27%と前年（2.02%）を0.25ポイント上回った。
9法人のうち7法人で法定雇用率（2.3%）を達成している。

※ 独立行政法人等 9法人（神戸市民病院機構、兵庫県住宅供給公社、神戸市道路公社、神戸大学、加古川市民病院機構、明石市立市民病院、兵庫教育大学、神戸市外国語大学、兵庫県立大学）

※ 未達成法人2法人（神戸市民病院機構、兵庫県住宅供給公社）については、公表日時点で達成済みである。

	報告対象 法人	算定基礎 労働者数 (人)	雇用 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成法人数	法定雇用率 達成法人割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
29年度	9	8,294.0	188.5	2.27	7	77.8	2.40
28年度	9	7,390.5	149.5	2.02	5	55.6	2.36
対前年差	0	903.5	39.0	0.25	2	22.2	0.04

〔参考資料 P15 3(1)、P16 3(2)〕

4 今後の取組み

(1) 法定雇用率が未達成の公的機関に対する指導

民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、引き続き、労働局長等から未達成機関のトップに対する指導を強力に実施し、早期達成を図る。

(2) 法定雇用率が未達成の民間企業に対する指導

引き続き、各企業の障害者雇用における阻害要因等を踏まえながら、労働局、ハローワークによる個別指導及び関係機関と連携した個別支援を強力に実施し、早期達成を図る。

(3) 職場定着指導の徹底

チーム支援等関係機関との連携により、障害者及び事業主に対する継続的な職場定着支援の強化を図る。

障害者の雇用状況(平成29年6月1日現在)

<目次>

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3, 4
(4) 民間企業における雇用状況の推移	5, 6
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	7

2-1 公的機関における在職状況(全体)

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)	8
(2) 市町の機関(法定雇用率2.3%)	9
(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)	10

2-2 公的機関における在職状況(各機関)

(1) 県の機関の状況(法定雇用率2.3%)	11
(2) 市町の機関の状況(法定雇用率2.3%)	12, 13
(3) 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)	14

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況	15
(2) 独立行政法人等の各法人の状況	16

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0％）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
兵庫県	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	3,157	697,919.0	3,378	495	6,266	1,296	14,165.0	1,355.0	2.03	1,663	52.7
	(3,078)	(680,229.0)	(3,232)	(459)	(5,954)	(1,039)	(13,396.5)	(1,191.5)	(1.97)	(1,599)	(51.9)
全国	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	91,024	25,204,720.0	112,860	14,842	231,187	48,092	495,795.0	50,940.0	1.97	45,553	50.0
	(89,359)	(24,650,200.5)	(109,765)	(14,283)	(218,564)	(43,994)	(474,374.0)	(49,330.5)	(1.92)	(43,569)	(48.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
兵庫県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	14,165.0	2,489	292	3,720	491	9,235.5	696.5	889	203	1,821	405	4,004.5	419.0	725	400	925.0	239.5
	(13,396.5)	(2,391)	(281)	(3,704)	(456)	(8,995.0)	(652.5)	(841)	(178)	(1,639)	(306)	(3,652.0)	(345.5)	(611)	(277)	(749.5)	(193.5)
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	495,795.0	94,234	10,821	126,584	15,162	333,454.0	26,413.5	18,626	4,021	63,181	15,679	112,293.5	12,739.0	41,422	17,251	50,047.5	11,787.5
	(474,374.0)	(92,058)	(10,460)	(125,633)	(14,782)	(327,600.0)	(26,735.5)	(17,707)	(3,823)	(58,231)	(14,556)	(104,746.0)	(12,236.0)	(34,700)	(14,656)	(42,028.0)	(10,359.0)

〔1（1）①表の注〕

- 注1②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2③A欄の「重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者）」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4F欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5（ ）内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1（1）②表の注〕

- 注1①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6（ ）内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間労働者	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 3,157 (3,078)	人 697,919.0 (680,229.0)	人 3,378 (3,232)	人 495 (459)	人 6,266 (5,954)	人 1,296 (1,039)	人 14,165.0 (13,396.5)	人 1,355.0 (1,191.5)	% 2.03 (1.97)	企業 1,663 (1,599)	% 52.7 (51.9)
50～100人未満	企業 1,451 (1,425)	人 101,446.5 (99,898.0)	人 418 (359)	人 145 (119)	人 716 (723)	人 338 (206)	人 1,866.0 (1,663.0)		% 1.84 (1.66)	企業 683 (672)	% 47.1 (47.2)
100～300人未満	企業 1,226 (1,188)	人 189,549.5 (184,001.0)	人 887 (865)	人 143 (133)	人 1,730 (1,599)	人 373 (316)	人 3,833.5 (3,620.0)		% 2.02 (1.97)	企業 708 (677)	% 57.7 (57.0)
300～500人未満	企業 245 (235)	人 85,733.5 (82,601.5)	人 375 (355)	人 37 (34)	人 753 (715)	人 118 (93)	人 1,599.0 (1,505.5)		% 1.87 (1.82)	企業 132 (117)	% 53.9 (49.8)
500～1,000人未満	企業 146 (148)	人 93,429.0 (96,374.0)	人 447 (452)	人 53 (44)	人 872 (903)	人 124 (107)	人 1,881.0 (1,904.5)		% 2.01 (1.98)	企業 79 (74)	% 54.1 (50.0)
1,000人以上	企業 89 (82)	人 227,760.5 (217,354.5)	人 1,251 (1,201)	人 117 (129)	人 2,195 (2,014)	人 343 (317)	人 4,985.5 (4,703.5)		% 2.19 (2.16)	企業 61 (59)	% 68.5 (72.0)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 14,165.0 (13,396.5)	人 2,489 (2,391)	人 292 (281)	人 3,720 (3,704)	人 491 (456)	人 9,235.5 (8,995.0)	人 696.5 (652.5)	人 889 (841)	人 203 (178)	人 1,821 (1,639)	人 405 (306)	人 4,004.5 (3,652.0)	人 419.0 (345.5)	人 725 (611)	人 400 (277)	人 925.0 (749.5)	人 239.5 (193.5)
50～100人未満	人 1,866.0 (1,663.0)	人 257 (231)	人 50 (47)	人 438 (464)	人 79 (77)	人 1,041.5 (1,011.5)		人 161 (128)	人 95 (72)	人 224 (209)	人 109 (57)	人 695.5 (565.5)		人 54 (50)	人 150 (72)	人 129.0 (86.0)	
100～300人未満	人 3,833.5 (3,620.0)	人 591 (571)	人 92 (85)	人 1,065 (1,025)	人 169 (153)	人 2,423.5 (2,328.5)		人 296 (294)	人 51 (48)	人 497 (438)	人 122 (89)	人 1,201.0 (1,118.5)		人 168 (136)	人 82 (74)	人 209.0 (173.0)	
300～500人未満	人 1,599.0 (1,505.5)	人 279 (264)	人 28 (25)	人 441 (431)	人 52 (43)	人 1,053.0 (1,005.5)		人 96 (91)	人 9 (9)	人 226 (211)	人 40 (33)	人 447.0 (418.5)		人 86 (73)	人 26 (17)	人 99.0 (81.5)	
500～1,000人未満	人 1,881.0 (1,904.5)	人 374 (376)	人 43 (33)	人 555 (571)	人 66 (68)	人 1,379.0 (1,390.0)		人 73 (76)	人 10 (11)	人 211 (229)	人 33 (26)	人 383.5 (405.0)		人 106 (103)	人 25 (13)	人 118.5 (109.5)	
1,000人以上	人 4,985.5 (4,703.5)	人 988 (949)	人 79 (91)	人 1,221 (1,213)	人 125 (115)	人 3,338.5 (3,259.5)		人 263 (252)	人 38 (38)	人 663 (552)	人 101 (101)	人 1,277.5 (1,144.5)		人 311 (249)	人 117 (101)	人 369.5 (299.5)	

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

産 業	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害 者	B. 重度障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の障害者	D. 重度以外 の障害者で ある短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分			
農，林，漁業	8	人 924.5	2	0	7	4	13.0	2.5	% 1.41	2	% 25.0
	(9)	(1,084.5)	(1)	(0)	(11)	(4)	(15.0)	(0.5)	(1.38)	(4)	(44.4)
鉱業，採石 業，砂利採取 業	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0.00	0	0.0
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
建設業	89	9,693.0	47	0	69	4	165.0	15.0	1.70	52	58.4
	(91)	(9,805.0)	(42)	(1)	(76)	(4)	(163.0)	(14.0)	(1.66)	(58)	(63.7)
製造業	980	256,111.5	1,350	76	2,448	156	5,302.0	394.5	2.07	590	60.2
	(968)	(251,902.0)	(1,311)	(78)	(2,355)	(128)	(5,119.0)	(366.5)	(2.03)	(573)	(59.2)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	3	371.5	3	0	2	0	8	2.0	2.15	2	66.7
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
情報通信業	45	10,022.5	44	1	65	0	154.0	9.0	1.54	11	24.4
	(40)	(9,532.5)	(45)	(1)	(64)	(0)	(155.0)	(9.0)	(1.63)	(12)	(30.0)
運輸業，郵便 業	243	37,911.5	146	22	385	35	716.5	67.0	1.89	154	63.4
	(239)	(37,596.5)	(135)	(20)	(352)	(42)	(663.0)	(48.0)	(1.76)	(137)	(57.3)
卸売業，小売 業	446	127,102.0	529	81	937	224	2,188.0	218.5	1.72	154	34.5
	(438)	(126,064.5)	(532)	(80)	(899)	(203)	(2,144.5)	(159.5)	(1.70)	(147)	(33.6)
金融業，保険 業	27	13,291.0	60	0	101	3	222.5	15.0	1.67	8	29.6
	(27)	(13,333.0)	(60)	(0)	(97)	(4)	(219.0)	(13.0)	(1.64)	(8)	(29.6)
不動産業，物 品賃貸業	51	6,984.5	14	4	37	14	76.0	9.0	1.09	13	25.5
	(46)	(6,214.5)	(17)	(3)	(46)	(14)	(90.0)	(9.5)	(1.45)	(16)	(34.8)
学術研究，専 門・技術サー ビス業	81	23,275.5	97	11	205	20	420.0	58.5	1.80	32	39.5
	(79)	(21,792.5)	(88)	(14)	(172)	(26)	(375.0)	(49.0)	(1.72)	(29)	(36.7)
宿泊業，飲食 サービス業	111	22,039.5	80	19	189	69	402.5	71.5	1.83	47	42.3
	(97)	(19,556.5)	(66)	(16)	(158)	(56)	(334.0)	(32.5)	(1.71)	(36)	(37.1)
生活関連サー ビス業，娛樂 業	103	14,132.0	69	21	150	38	328.0	19.0	2.32	44	42.7
	(96)	(12,956.5)	(63)	(18)	(128)	(42)	(293.0)	(26.5)	(2.26)	(40)	(41.7)
教育，学習支 援業	85	16,068.0	59	6	114	14	245.0	21.5	1.52	40	47.1
	(81)	(15,537.0)	(55)	(3)	(107)	(8)	(224.0)	(33.5)	(1.44)	(31)	(38.3)
医療，福祉	602	98,295.0	487	153	940	555	2,344.5	276.0	2.39	366	60.8
	(588)	(96,415.5)	(460)	(156)	(925)	(387)	(2,194.5)	(267.5)	(2.28)	(357)	(60.7)
複合サービス 事業	21	10,223.0	55	13	83	37	224.5	16.5	2.20	14	66.7
	(21)	(10,324.5)	(56)	(11)	(80)	(26)	(216.0)	(35.0)	(2.09)	(12)	(57.1)
サービス業	262	51,474.0	336	88	534	123	1,355.5	159.5	2.63	134	51.1
	(258)	(48,114.0)	(301)	(58)	(484)	(95)	(1,191.5)	(127.5)	(2.48)	(139)	(53.9)
産業計	3,157	697,919.0	3,378	495	6,266	1,296	14,165.0	1,355.0	2.03	1,663	52.7
	(3,078)	(680,229.0)	(3,232)	(459)	(5,954)	(1,039)	(13,396.5)	(1,191.5)	(1.97)	(1,599)	(51.9)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b.重度身体 障害者である 短時間 労働者	c.重度以外の 身体障害者	d.重度以外の 身体障害者で ある短時間 労働者	e.計 a×2+b+c+ d×0.5	f.うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b.重度知的 障害者である 短時間 労働者	c.重度以外の 知的障害者	d.重度以外の 知的障害者で ある短時間 労働者	e.計 a×2+b+c+ d×0.5	f.うち新規 雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者 である短時間 労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規 雇用分
産業計	人 14,165.0	人 2,489	人 292	人 3,720	人 491	人 9,235.5	人 696.5	人 889	人 203	人 1,821	人 405	人 4,004.5	人 419.0	人 725	人 400	人 925.0	人 239.5
	(13,396.5)	(2,391)	(281)	(3,704)	(456)	(8,995.0)	(652.5)	(841)	(178)	(1,639)	(306)	(3,652.0)	(345.5)	(611)	(277)	(749.5)	(193.5)
農, 林, 漁業	人 13.0	人 2	人 0	人 1	人 3	人 6.5		人 0	人 0	人 5	人 1	人 5.5		人 1	人 0	人 1.0	
	(15.0)	(1)	(0)	(5)	(4)	(9.0)		(0)	(0)	(4)	(0)	(4.0)		(2)	(0)	(2.0)	
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0		0	0	0.0	
	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)		(0)	(0)	(0.0)	
建設業	165.0	43	0	54	2	141.0		4	0	8	2	17.0		7	0	7.0	
	(163.0)	(39)	(1)	(64)	(2)	(144.0)		(3)	(0)	(7)	(2)	(14.0)		(5)	(0)	(5.0)	
製造業	5,302.0	1,074	54	1,468	82	3,711.0		276	22	716	53	1,316.5		264	21	274.5	
	(5,119.0)	(1,043)	(58)	(1,493)	(66)	(3,670.0)		(268)	(20)	(638)	(45)	(1,216.5)		(224)	(17)	(232.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	8.0	3	0	2	0	8.0		0	0	0	0	0.0		0	0	0.0	
	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)		(0)	(0)	(0.0)	
情報通信業	154.0	44	1	57	0	146.0		0	0	2	0	2.0		6	0	6.0	
	(155.0)	(45)	(1)	(55)	(0)	(146.0)		(0)	(0)	(3)	(0)	(3.0)		(6)	(0)	(6.0)	
運輸業, 郵便業	716.5	134	16	294	22	589.0		12	6	64	7	97.5		27	6	30.0	
	(663.0)	(122)	(14)	(279)	(23)	(548.5)		(13)	(6)	(43)	(11)	(80.5)		(30)	(8)	(34.0)	
卸売業, 小売業	2,188.0	400	64	458	83	1,363.5		129	17	354	60	659.0		125	81	165.5	
	(2,144.5)	(395)	(61)	(466)	(84)	(1,359.0)		(137)	(19)	(327)	(55)	(647.5)		(106)	(64)	(138.0)	
金融業, 保険業	222.5	58	0	84	1	200.5		2	0	5	0	9.0		12	2	13.0	
	(219.0)	(58)	(0)	(86)	(2)	(203.0)		(2)	(0)	(3)	(0)	(7.0)		(8)	(2)	(9.0)	
不動産業, 物品賃貸業	76.0	12	4	26	6	57.0		2	0	7	3	12.5		4	5	6.5	
	(90.0)	(15)	(3)	(28)	(4)	(63.0)		(2)	(0)	(10)	(6)	(17.0)		(8)	(4)	(10.0)	
学術研究, 専門・技術サービス業	420.0	79	9	123	9	294.5		18	2	33	2	72.0		49	9	53.5	
	(375.0)	(69)	(11)	(108)	(12)	(263.0)		(19)	(3)	(32)	(3)	(74.5)		(32)	(11)	(37.5)	
宿泊業, 飲食サービス業	402.5	40	15	70	26	178.0		40	4	103	30	202.0		16	13	22.5	
	(334.0)	(31)	(14)	(58)	(24)	(146.0)		(35)	(2)	(86)	(23)	(169.5)		(14)	(9)	(18.5)	
生活関連サービス業, 娯楽業	328.0	34	13	69	20	160.0		35	8	73	13	157.5		8	5	10.5	
	(293.0)	(30)	(11)	(64)	(26)	(148.0)		(33)	(7)	(59)	(11)	(137.5)		(5)	(5)	(7.5)	
教育, 学習支援業	245.0	59	5	93	11	221.5		0	1	7	2	9.0		14	1	14.5	
	(224.0)	(55)	(2)	(91)	(7)	(206.5)		(0)	(1)	(1)	(1)	(2.5)		(15)	(0)	(15.0)	
医療, 福祉	2,344.5	312	63	510	130	1,262.0		175	90	312	202	853.0		118	223	229.5	
	(2,194.5)	(290)	(65)	(515)	(115)	(1,217.5)		(170)	(91)	(311)	(139)	(811.5)		(99)	(133)	(165.5)	
複合サービス事業	224.5	45	6	56	5	154.5		10	7	20	12	53.0		7	20	17.0	
	(216.0)	(47)	(3)	(54)	(6)	(154.0)		(9)	(8)	(19)	(5)	(47.5)		(7)	(15)	(14.5)	
サービス業	1,355.5	150	42	355	91	742.5		186	46	112	18	539.0		67	14	74.0	
	(1,191.5)	(151)	(37)	(338)	(81)	(717.5)		(150)	(21)	(96)	(5)	(419.5)		(50)	(9)	(54.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	兵 庫					全 国					法定雇用率 (%)
	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の割合 (%)	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の割合 (%)	
62年	1,360	407,686	5,523	1.35	62.1	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0	1.5
63年	1,567	424,742	5,951	1.40	58.1	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	↓ 1.6
平成元年	1,639	440,685	6,275	1.42	55.6	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	↓
2年	1,661	440,284	6,386	1.45	56.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2	
3年	1,761	461,478	6,825	1.48	57.2	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8	
4年	1,849	477,681	7,267	1.52	56.6	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9	
5年	1,866	491,378	7,738	1.57	56.4	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4	
6年	1,866	491,499	7,742	1.58	56.5	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4	↓
7年	1,722	463,308	7,428	1.60	57.4	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6	
8年	1,737	466,976	7,496	1.61	56.6	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5	
9年	1,748	467,504	7,612	1.63	57.7	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2	
10年	1,786	472,917	7,713	1.63	57.7	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1	
11年	1,920	469,281	7,826	1.67	52.8	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	1.8
12年	1,926	455,859	7,720	1.69	52.5	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	↓
13年	1,942	451,808	7,698	1.70	52.3	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7	
14年	1,968	456,858	7,740	1.69	52.0	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5	
15年	1,991	454,657	7,708	1.70	52.4	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5	
16年	2,061	482,549	7,994	1.66	51.8	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7	
17年	2,186	502,840	8,424	1.68	53.0	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1	↓
18年	2,273	524,356	8,904.5	1.70	55.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4	
19年	2,398	544,839	9,560.5	1.75	55.8	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8	
20年	2,510	563,942	9,925.0	1.76	54.9	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9	
21年	2,502	567,536	9,997.0	1.76	54.4	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5	
22年	2,491	571,034	10,316.0	1.81	56.6	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0	↓
23年	2,681	637,596.5	10,938.5	1.72	52.3	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	
24年	2,698	638,360.0	11,397.5	1.79	54.0	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8	
25年	3,011	657,702.0	12,072.5	1.84	47.4	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7	
26年	3,010	663,129.5	12,608.5	1.90	49.1	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7	
27年	3,069	675,093.0	13,266.5	1.97	51.8	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2	↓
28年	3,078	680,229.0	13,396.5	1.97	51.9	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8	
29年	3,157	697,919.0	14,165.0	2.03	52.7	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0	

注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者

平成5年～平成17年まで

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年まで

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

精神障害者である短時間労働者

（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者

（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

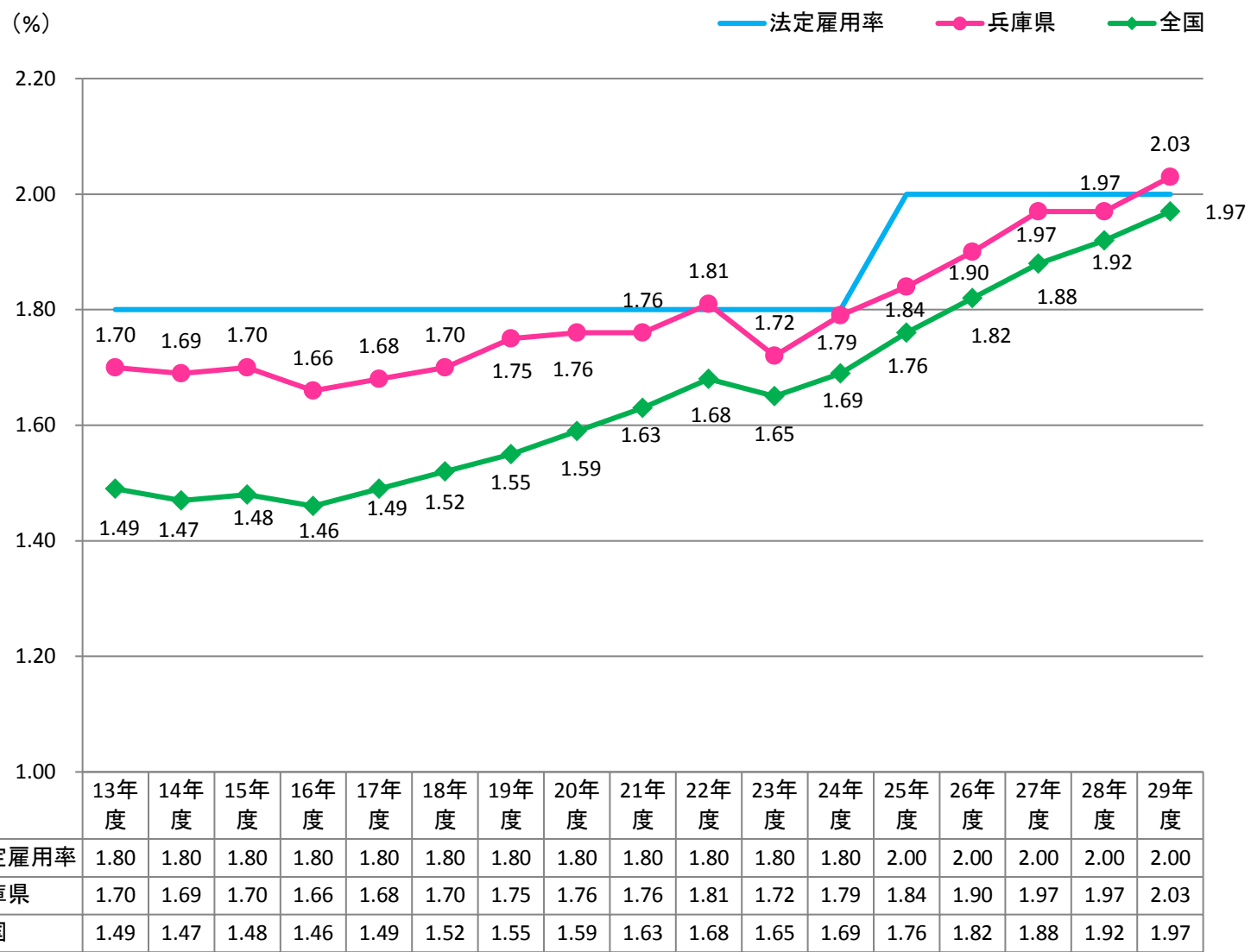
知的障害者である短時間労働者

（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

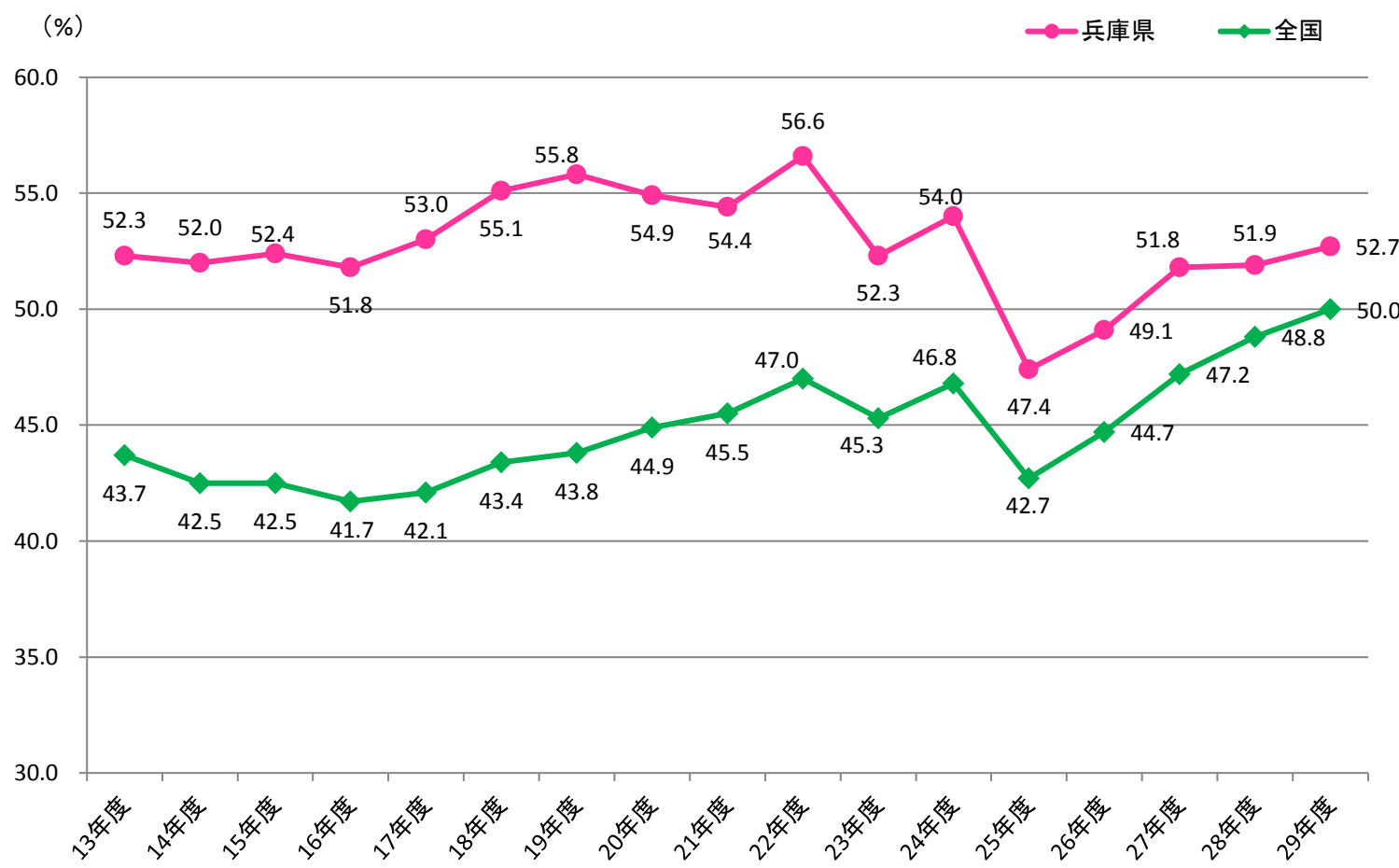
精神障害者である短時間労働者

（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

民間企業における障害者実雇用率



民間企業における法定雇用率達成企業の割合



(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率未達成 企業の数	②不足数						③ ①のうち雇用障害者の 数が0人である企業数 (障害者雇用ゼロ企業)
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	1,494	1,079 (72.2%)	274 (18.3%)	81 (5.4%)	52 (3.5%)	6 (0.4%)	2 (0.1%)	915 (61.2%)
50～100人未満	768	768 (100.0%)	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	738 (96.1%)
100～300人未満	518	254 (49.0%)	221 (42.7%)	33 (6.4%)	10 (1.9%)	－ －	－ －	176 (34.0%)
300～500人未満	113	34 (30.1%)	34 (30.1%)	24 (21.2%)	21 (18.6%)	－ －	－ －	1 (0.9%)
500～1,000人未満	67	16 (23.9%)	13 (19.4%)	18 (26.9%)	16 (23.9%)	3 (4.5%)	1 (1.5%)	0 (0.0%)
1,000人以上	28	7 (25.0%)	6 (21.4%)	6 (21.4%)	5 (17.9%)	3 (10.7%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模区分内における構成比。
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。
3 ②不足数「規模計」欄と「500～1,000人未満」欄の割合の合計については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

2-1 公的機関における在職状況(全体)

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
兵庫県	機関 4	人 9,912.5	人 74	人 3	人 104	人 3	人 256.5	人 1.0	% 2.59	機関 4	% 100.0
	(4)	(10,069.0)	(76)	(4)	(111)	(1)	(267.5)	(4.0)	(2.66)	(4)	(100.0)
全国	機関 156	人 325,174.0	人 2,250	人 219	人 3,687	人 454	人 8,633.0	人 426.0	% 2.65	機関 152	% 97.4
	(155)	(324,593.5)	(2,192)	(221)	(3,642)	(454)	(8,474.0)	(423.5)	(2.61)	(150)	(96.8)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
兵庫県	人 256.5	人 74	人 3	人 95	人 3	人 247.5	人 1.0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 9	人 0	人 9.0	人 0.0
	(267.5)	(76)	(4)	(105)	(1)	(261.5)	(4.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(6)	(0)	(6.0)	(0.0)
全国	人 8,633.0	人 2,240	人 218	人 3,388	人 313	人 8,242.5	人 353.0	人 10	人 1	人 65	人 69	人 120.5	人 40.5	人 234	人 72	人 270.0	人 32.5
	(8,474.0)	(2,186)	(220)	(3,378)	(321)	(8,130.5)	(361.0)	(6)	(1)	(66)	(65)	(111.5)	(30.0)	(198)	(68)	(232.0)	(32.5)

〔2－1（1）①表の注〕

- 注1②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2③A欄の「重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の障害者である短時間勤務職員（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員）」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4F欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5（ ）内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2－1（1）②表の注〕

- 注1①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6（ ）内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度障害 者	B. 重度障害 者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の障害者	D. 重度以外 の障害者で ある短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分			
兵庫県	機関 76	人 49,658.0	人 355	人 8	人 535	人 12	人 1,259.0	人 63.5	% 2.54	機関 75	% 98.7
	(77)	(49,420.5)	(359)	(6)	(519)	(6)	(1,246.0)	(43.5)	(2.52)	(74)	(96.1)
全国	機関 2,319	人 1,084,190.0	人 6,853	人 484	人 11,730	人 982	人 26,411.0	人 1,389.5	% 2.44	機関 2,046	% 88.2
	(2,333)	(1,077,738.5)	(6,772)	(452)	(11,662)	(963)	(26,139.5)	(15,110.0)	(2.43)	(2,054)	(88.0)

注 2-1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
兵庫県	人 1,259.0	人 348	人 6	人 484	人 8	人 1,190.0	人 49.5	人 7	人 2	人 14	人 2	人 31.0	人 4.5	人 37	人 2	人 38.0	人 9.5
	(1,246.0)	(351)	(5)	(474)	(4)	(1,183.0)	(38.5)	(8)	(1)	(15)	(2)	(33.0)	(1.0)	(30)	(0)	(30.0)	(4.0)
全国	人 26,411.0	人 6,801	人 457	人 9,825	人 652	人 24,210.0	人 1,117.5	人 52	人 27	人 501	人 141	人 702.5	人 101.0	人 1,404	人 189	人 1,498.5	人 171.0
	(26,139.5)	(6,714)	(431)	(9,923)	(657)	(24,110.5)	(1,228.0)	(58)	(21)	(493)	(138)	(699.0)	(106.5)	(1,246)	(168)	(1,330.0)	(176.5)

注 2-1 (1) ②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者	B. 重度障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の障害者	D. 重度以外の障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
兵庫県	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	5	24,556.0	151	5	230	7	540.5	16.0	2.20	4	80.0
	(5)	(24,547.0)	(152)	(3)	(224)	(4)	(533.0)	(13.0)	(2.17)	(4)	(80.0)
全国	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	122	659,739.0	3,559	221	7,016	578	14,644.0	1,033.5	2.22	103	84.4
	(125)	(661,899.0)	(3,486)	(189)	(7,011)	(553)	(14,448.5)	(1,077.5)	(2.18)	(100)	(80.0)

注 2-1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
兵庫県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	540.5	150	5	222	7	530.5	14.0	1	0	2	0	4.0	2.0	6	0	6.0	0.0
	(533.0)	(149)	(2)	(219)	(3)	(520.5)	(7.0)	(3)	(1)	(0)	(1)	(7.5)	(6.0)	(5)	(0)	(5.0)	(0.0)
全国	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	14,644.0	3,529	212	5,984	384	13,446.0	723.0	30	9	294	72	399.0	141.5	738	122	799.0	169.0
	(14,448.5)	(3,441)	(178)	(6,105)	(354)	(13,342.0)	(751.0)	(45)	(11)	(275)	(65)	(408.5)	(137.5)	(631)	(134)	(698.0)	(189.0)

注 2-1 (1) ②の表と同じ

2-2 公的機関における在職状況(各機関)

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.3％）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
知事部局	6,300.0	167.5	2.66	0.0	特例認定あり（注4）
企業庁	174.5	6.0	3.44	0.0	
病院局	2,469.0	57.0	2.31	0.0	
警察本部	969.0	26.0	2.68	0.0	
計	9,912.5	256.5	2.59	0.0	

- 注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
兵庫県知事部局	兵庫県議会事務局

(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
市町の機関	43,008.0	1,078.5	2.51	2.0	
市町教育委員会	2,350.5	65.0	2.77	0.0	
市町水道事業	1,882.5	54.5	2.90	0.0	
市町病院事業	1,910.0	41.0	2.15	0.0	
市町交通機関	507.0	20.0	3.94	0.0	
計	49,658.0	1,259.0	2.54	2.0	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

① 市町の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
神戸市	15,130.0	356.0	2.35	0.0	特例認定あり（注2）
姫路市	2,400.0	61.0	2.54	0.0	
尼崎市	2,752.0	67.0	2.43	0.0	
明石市	1,788.0	46.0	2.57	0.0	特例認定あり（注2）
西宮市	3,007.0	79.0	2.63	0.0	特例認定あり（注2）
洲本市	365.0	9.5	2.60	0.0	
芦屋市	708.5	18.0	2.54	0.0	
伊丹市	1,887.5	48.0	2.54	0.0	特例認定あり（注2）
相生市	257.5	12.0	4.66	0.0	
豊岡市	752.5	22.0	2.92	0.0	
加古川市	1,555.5	33.0	2.12	2.0	特例認定あり（注2）（注3）
赤穂市	257.0	5.5	2.14	0.0	
西脇市	549.0	15.5	2.82	0.0	
宝塚市	1,523.0	40.0	2.63	0.0	特例認定あり（注2）
三木市	399.0	9.5	2.38	0.0	特例認定あり（注2）
高砂市	493.0	12.0	2.43	0.0	
川西市	563.0	14.0	2.49	0.0	
小野市	329.5	10.0	3.03	0.0	
三田市	1,015.5	28.0	2.76	0.0	特例認定あり（注2）
加西市	267.5	7.0	2.62	0.0	
篠山市	416.0	11.0	2.64	0.0	特例認定あり（注2）
養父市	268.0	7.0	2.61	0.0	
丹波市	814.0	20.5	2.52	0.0	特例認定あり（注2）
南あわじ市	518.0	15.0	2.90	0.0	特例認定あり（注2）
朝来市	364.5	9.0	2.47	0.0	
淡路市	413.0	14.0	3.39	0.0	特例認定あり（注2）
宍粟市	503.0	13.0	2.58	0.0	
加東市	431.0	10.0	2.32	0.0	
たつの市	510.0	12.0	2.35	0.0	
猪名川町	224.0	5.0	2.23	0.0	特例認定あり（注2）
多可町	199.5	5.0	2.51	0.0	
稲美町	221.0	7.0	3.17	0.0	特例認定あり（注2）
播磨町	306.5	7.0	2.28	0.0	特例認定あり（注2）
市川町	108.0	2.0	1.85	0.0	
福崎町	140.0	3.5	2.50	0.0	
神河町	480.5	13.0	2.71	0.0	
太子町	186.0	7.0	3.76	0.0	
上郡町	124.0	3.0	2.42	0.0	
佐用町	337.0	8.5	2.52	0.0	
香美町	230.0	6.0	2.61	0.0	
新温泉町	214.0	7.0	3.27	0.0	
計	43,008.0	1078.5	2.51	2.0	

注1 2-2(1)表の注1～3と同じ。

2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
神戸市	神戸市教育委員会
明石市	明石市教育委員会
西宮市	西宮市立中央病院
伊丹市	市立伊丹病院、伊丹市教育委員会、伊丹市交通局、伊丹市水道局
加古川市	加古川市教育委員会、加古川市上下水道局
宝塚市	宝塚市立病院
三木市	三木市教育委員会
三田市	三田市民病院、三田市教育委員会
篠山市	篠山市教育委員会
丹波市	丹波市教育委員会
南あわじ市	南あわじ市教育委員会
淡路市	淡路市教育委員会
猪名川町	猪名川町教育委員会
稲美町	稲美町教育委員会
播磨町	播磨町教育委員会

3 加古川市においては、公表日時点で達成済み。

② 市町の教育委員会の状況（法定雇用率2.3%）

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
洲本市	55.0	2.0	3.64	0.0	
相生市	83.5	2.0	2.40	0.0	
豊岡市	315.5	10.0	3.17	0.0	
赤穂市	117.5	2.0	1.70	0.0	
西脇市	75.0	4.0	5.33	0.0	
宝塚市	409.0	10.0	2.44	0.0	
高砂市	58.0	1.0	1.72	0.0	
川西市	293.0	7.0	2.39	0.0	
小野市	100.5	4.0	3.98	0.0	
加西市	153.0	4.0	2.61	0.0	
養父市	143.0	3.0	2.10	0.0	
朝来市	107.5	4.0	3.72	0.0	
宍粟市	54.0	2.0	3.70	0.0	
加東市	72.0	3.0	4.17	0.0	
たつの市	87.0	2.0	2.30	0.0	
多可町	101.5	3.0	2.96	0.0	
福崎町	67.5	1.0	1.48	0.0	
太子町	58.0	1.0	1.72	0.0	
計	2,350.5	65.0	2.77	0.0	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

③ 市町の水道事業の状況（法定雇用率2.3%）

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
神戸市	784.0	23.0	2.93	0.0	
姫路市	82.0	2.0	2.44	0.0	
尼崎市	155.0	6.0	3.87	0.0	
明石市	80.5	4.5	5.59	0.0	
西宮市	290.0	7.0	2.41	0.0	
宝塚市	116.0	3.0	2.59	0.0	
高砂市	59.0	1.0	1.69	0.0	
川西市	84.0	3.0	3.57	0.0	
阪神水道	232.0	5.0	2.16	0.0	
計	1,882.5	54.5	2.90	0.0	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

④ 市町の病院事業の状況（法定雇用率2.3%）

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
赤穂市	230.0	5.0	2.17	0.0	
高砂市	142.0	3.0	2.11	0.0	
川西市	126.0	2.0	1.59	0.0	
加西市	171.0	4.0	2.34	0.0	
豊岡病院組合	509.0	11.0	2.16	0.0	
八鹿病院組合	334.0	7.0	2.10	0.0	
北播磨総合医療セン ター企業団	398.0	9.0	2.26	0.0	
計	1,910.0	41.0	2.15	0.0	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

⑤ 市町の交通機関の状況（法定雇用率2.3%）

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
神戸市	507.0	20.0	3.94	0.0	
計	507.0	20.0	3.94	0.0	

注 2-2(1)表の注1～3と同じ。

(3) 県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
兵庫県教育委員会	22,100.0	483.5	2.19	2.5	(注2)
姫路市教育委員会	627.5	14.0	2.23	0.0	
尼崎市教育委員会	762.0	17.0	2.23	0.0	
西宮市教育委員会	920.5	22.0	2.39	0.0	
芦屋市教育委員会	146.0	4.0	2.74	0.0	
計	24,556.0	540.5	2.20	2.5	

注1 2-2(1)表の注1～3と同じ。

2 兵庫県教育委員会においては、公表日時点で達成済み。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3％）

(1) 概況

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者 数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成法人の 数	⑥ 法定雇用率 達成法人の 割合
			A. 重度障害 者	B. 重度障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の障害者	D. 重度以外 の障害者で ある短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規 雇用分			
兵庫県	法人 9	人 8,294.0	人 67	人 3	人 51	人 1	人 188.5	人 37.5	% 2.27	法人 7	% 77.8
	(9)	(7,390.5)	(55)	(2)	(37)	(1)	(149.5)	(15.5)	(2.02)	(5)	(55.6)
全国	法人 337	人 427,828.5	人 2,558	人 162	人 4,865	人 269	人 10,277.5	人 1,435.0	% 2.40	法人 264	% 78.3
	(330)	(421,292.0)	(2,483)	(157)	(4,680)	(248)	(9,927.0)	(1,466.0)	(2.36)	(245)	(74.2)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者である短時間労働者	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である短時間労働者	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
兵庫県	人 188.5	人 25	人 1	人 30	人 0	人 81.0	人 9.0	人 42	人 2	人 12	人 1	人 98.5	人 25.5	人 9	人 0	人 9.0	人 3.0
	(149.5)	(22)	(1)	(24)	(0)	(69.0)	(8.0)	(33)	(1)	(8)	(0)	(75.0)	(7.0)	(5)	(1)	(5.5)	(0.5)
全国	人 10,277.5	人 2,229	人 152	人 2,868	人 125	人 7,540.5	人 870.0	人 329	人 10	人 666	人 22	人 1,345.0	人 193.0	人 1,331	人 122	人 1,392.0	人 372.0
	(9,927.0)	(2,173)	(147)	(2,917)	(138)	(7,479.0)	(949.5)	(310)	(10)	(615)	(19)	(1,254.5)	(186.0)	(1,148)	(91)	(1,193.5)	(330.5)

注 1 (1) ②の表と同じ

(2) 独立行政法人等の各法人の状況

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
地方独立行政法人神戸市民病院機構	2,128.5	40.0	1.88	8.0	(注4)
兵庫県住宅供給公社	140.0	1.0	0.71	2.0	(注4)
神戸市道路公社	60.0	1.0	1.67	0.0	
国立大学法人神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0	
地方独立行政法人加古川市民病院機構	955.0	23.0	2.41	0.0	
地方独立行政法人明石市立市民病院	389.5	10.0	2.57	0.0	
国立大学法人兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0	
公立大学法人神戸市外国語大学	113.5	3.0	2.64	0.0	
公立大学法人兵庫県立大学	674.5	17.0	2.52	0.0	
計	8,294.0	188.5	2.27	10.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 地方独立行政法人神戸市民病院機構、兵庫県住宅供給公社においては、公表日時点で達成済み。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	対前年差 (P)	法定雇用率達成 企業の割合	対前年差 (P)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.97	0.05	50.0	1.2	45,553	91,024
北海道	2.13	0.07	54.1	2.6	1,778	3,288
青森	2.06	0.08	57.1	2.9	503	881
岩手	2.16	0.09	57.5	1.2	540	939
宮城	1.94	0.06	53.2	3.2	742	1,396
秋田	1.98	0.08	61.0	3.2	415	680
山形	2.03	0.07	58.0	1.7	498	858
福島	1.95	0.05	55.7	2.1	739	1,326
茨城	1.97	0.07	55.9	2.0	792	1,417
栃木	1.98	0.08	60.1	2.8	665	1,106
群馬	1.96	0.06	57.5	1.1	793	1,378
埼玉	2.01	0.08	49.4	0.4	1,476	2,986
千葉	1.91	0.05	54.5	3.0	1,207	2,215
東京	1.88	0.04	34.1	0.9	6,454	18,901
神奈川	1.92	0.05	47.8	1.1	2,089	4,371
新潟	1.96	0.03	60.0	2.2	1,044	1,740
富山	1.97	0.01	58.5	1.0	567	969
石川	1.98	0.10	56.7	0.2	562	992
福井	2.40	0.09	58.6	1.8	382	652
山梨	1.95	0.03	57.7	1.4	326	565
長野	2.06	0.04	60.9	0.7	929	1,525
岐阜	2.02	0.07	58.4	1.7	839	1,437
静岡	1.97	0.07	52.9	1.5	1,407	2,658
愛知	1.89	0.04	48.6	1.4	2,808	5,779
三重	2.08	0.04	61.3	0.5	666	1,086
滋賀	2.13	0.04	60.7	1.9	479	789
京都	2.07	0.05	53.1	2.5	918	1,728
大阪	1.92	0.04	45.5	0.2	3,364	7,401
兵庫	2.03	0.06	52.7	0.8	1,663	3,157
奈良	2.62	0.02	63.2	2.8	361	571
和歌山	2.25	△0.16	62.1	△2.6	341	549
鳥取	2.16	0.05	59.7	0.6	255	427
島根	2.25	0.08	68.1	1.8	360	529
岡山	2.52	0.07	55.7	2.5	751	1,348
広島	2.05	0.06	50.2	2.0	1,079	2,150
山口	2.56	0.09	59.3	3.6	515	869
徳島	2.17	0.08	66.0	2.3	284	430
香川	1.96	0.05	57.7	△0.1	459	795
愛媛	1.97	0.10	54.2	2.5	506	933
高知	2.19	△0.01	60.9	△1.5	297	488
福岡	1.97	0.02	52.1	0.9	1,823	3,502
佐賀	2.54	0.11	72.6	△0.5	395	544
長崎	2.26	0.05	60.1	1.7	567	944
熊本	2.24	0.05	58.9	1.5	696	1,182
大分	2.44	△0.02	61.4	0.2	474	772
宮崎	2.30	△0.02	66.5	△0.4	489	735
鹿児島	2.22	0.06	61.7	0.2	702	1,137
沖縄	2.43	0.09	61.6	1.2	554	899